



林業事業体に対する支援について

林業就業希望者が担い手として働き続けていくためには、受け入れ側となる林業事業体の経営体制、雇用管理体制がしっかりとしたものでなくてはいけません。新潟県林業労働力確保支援センターでは、下記事業の他、雇用管理改善に関する助成事業を通して認定林業事業体に対する支援を実施しています。

高性能林業機械等の貸付

森林施業の効率化及び労働強度の低減に有効な高性能林業機械等を所有し、認定事業体への貸付を実施しています。

■機種別の台数（令和7年12月末現在）

プロセッサ	6台
ハーベスター	1台
伐倒練習機 MTW-01	1台
地上レーザースキャナ OWL	1台



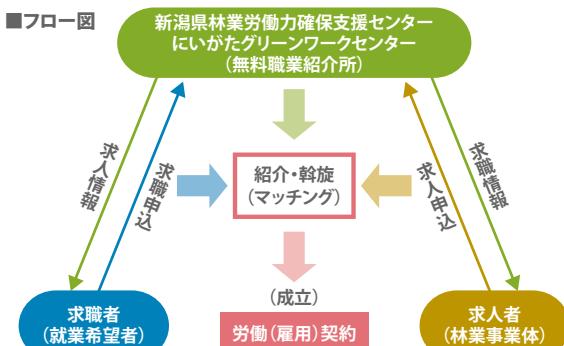
林業就業促進資金の貸付

資金の種類	内 容	貸付対象者	貸付金の限度	償還期間 (据置期間)
就業準備 資金	認定事業主が新たに雇い入れる林業就業者に対し就業に必要な移転その他の事前の活動に必要な資金を支給するのに必要な資金	認定事業主	新たに雇い入れる林業就業者 1人につき 120万円／人	13年以内 (4年以内)
就業研修 資金	認定事業主が新たに雇い入れる林業就業者に対し就業に必要な林業技術等を習得する等の研修に必要な資金を支給するのに必要な資金	認定事業主	新たに雇い入れる林業就業者 1人につき ①林業労働力確保支援センターが行う研修 月額 12万円／人 ②林家等の研修 月額 12万円／人 ③研修教育施設による研修 月額 4万円／人	13年以内 (4年以内)

新規就業者の雇い入れに必要な就業準備資金や就業研修資金を認定事業主に無利子で貸付けます。

また、新たに林業に就業しようとする者に対して同様な資金を無利子で貸付けます。

申請方法等については、当支援センターまで照会願います。



緑の担い手を目指す人の相談窓口 ～にいがたグリーンワークセンター～

新潟県内の林業就業に関する相談窓口（にいがたグリーンワークセンター）を設置しています。電話やホームページのお問い合わせフォームで受け付けているほか、センター事務所までご来所いただきでの相談にも対応しています。当センターでは職業安定法第33条に基づき無料職業紹介所としての許可を得ており、林業に関する職業斡旋も行っております。

■職業紹介・斡旋の流れ

